一般社団法人自動車情報基盤整備機構

定　　款

〔　　平成２９年8月２８日　制定　　〕

一般社団法人自動車情報基盤整備機構　定款

第１章　総　則

（名称）
第１条　当法人は、一般社団法人自動車情報基盤整備機構と称する。

（事務所）
第２条　当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。
２　当法人は、社員総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

（目的）
第３条　当法人は、自動車関連情報の利活用、流通を活性化する環境を整備することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。
（１）自動車登録情報提供サービスとの連携システムの開発及び運用
（２）OSS申請効率化システムの開発及び運用
（３）自動車登録情報の編集、加工及び提供
（４）自動車検査登録手続における電子化された証明書情報の受領、管理及び報告
（５）自動車トレーサビリティ・サービスの実現に向けた自動車関連情報の収集及び管理
（６）自動車関連情報の利活用促進のための調査・研究
（７）OSSに関する知識の普及・啓発
（８）前各号に附帯又は関連する事業
２　前項の事業は、日本全国において行うものとする。

（公告の方法）
第４条　当法人の公告は、電子公告の方法によって行う。ただし，事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は，官報に掲載する方法により行う。

第２章　社　員

（入社）
第５条　当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。
２　社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

（退社）
第６条　社員は、いつでも退社することができる。ただし、１か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

（除名）
第７条　当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第４９条第２項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

（社員の資格喪失）
第８条　社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
（１）退社したとき。
（２）成年被後見人又は被保佐人になったとき。
（３）死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
（４）除名されたとき。
（５）総社員の同意があったとき。

（社員名簿）
第９条　当法人は、社員の氏名または名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第３章　社員総会

（構成）
第１０条　社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（権限）

第１１条　社員総会は、次の事項について決議する。
（１）社員の除名
（２）理事及び監事の選任または解任
（３）理事及び監事の報酬等の額
（４）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
（５）定款の変更
（６）解散及び残余財産の処分
（７）その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（開催）
第１２条　当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎年１回、毎事業年度終了後３か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

（招集）
第１３条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。
２　社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。
３　総社員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（決議の方法）
第１４条　社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
２　前項の定めにかかわらず、次の決議は、特別決議として総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
（１）社員の除名
（２）監事の解任
（３）定款の変更
（４）解散
（５）その他法令で定めた事項

（決議及び報告の省略）
第１５条　理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
２　理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

（議決権）
第１６条　社員総会における議決権は、社員１名につき１個とする。

（議長）
第１７条　社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において出席した社員の中から議長を選出する。

（議事録）
第１８条　社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第４章　役　員

（役員）
第１９条　当法人に、次の役員を置く。
（１）理事　１名以上８名以内
（２）監事　１名以上３名以内
２　理事のうち、１名を代表理事とする。

（役員の選任）
第２０条　理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。
２　代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。
３　監事は、当法人又はその子法人の理事または使用人を兼ねることが出来ない。

（役員の任期）
第２１条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
２　補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の理事の任期の満了する時までとする。
３　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。
４　補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
５　理事若しくは監事が欠けた場合又は第１９条第１項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事または監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（理事の職務及び権限）
第２２条　理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。
２ 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

（監事の職務及び権限）
第２３条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の責任の一部免除又は限定）
第２４条　当法人は、一般法人法第１１４条第１項の規定により、理事または監事の一般法人法第１１１条第１項における損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事（当該責任を負う理事を除く）の過半数の同意によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
２　理事は、前項に関する責任の免除（理事の責任の免除に限る）についての理事の同意を得るときは、監事全員の同意を得なければならない。

（役員の解任）

第２５条　理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（役員の報酬等）

第２６条　理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第５章　基　金

（基金の拠出等）

第２７条　当法人は基金を引き受ける者の募集をすることができる。

２　拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

３　基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及びその他の必要な事項を精算人において別に定めるものとする。

第６章　計　算

（事業年度）

第２８条　当法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの年１期とする。

（事業計画及び収支予算）

第２９条　当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に５年間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び計算）

第３０条　当法人の事業報告書及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、定時社員総会に提出し、

第１号及び第２号の書類については、その内容を報告し、第３号から第５号までの書類については、承認を受けなければならない。
（１）事業報告
（２）事業報告の付属明細書
（３）貸借対照表
（４）損益計算書（正味財産増減計算書）
（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
２　前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間据え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供する者とする。

（剰余金の不分配）
第３１条　当法人は、剰余金の分配を行わない。

第７章　定款の変更、解散及び精算

（定款の変更）
第３２条　この定款は、社員総会における総社員の半数以上であって総社員の議決権の３分の２以上にあたる多数の決議によって変更することができる。

（解散）
第３３条　当法人は、社員総会における総社員の半数以上であって総社員の議決権の３分の２以上にあたる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

（残余財産の帰属）
第３４条　当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人に贈与するものとする。

第８章　補　則

（最初の事業年度）
第３５条　当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成３０年３月３１日までとする。

（法令の準拠）
第３６条　本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

附則

１　この定款の一部変更は、令和５年１月１日から施行する。

附則

１　この定款の一部変更は、令和６年１月１日から施行する。